

短期入所(ショートステイ)のご案内

独立行政法人国立病院機構 静岡てんかん・神経医療センターでは、重症心身障害児・者(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児・者)の方を対象とした短期入所事業を行っています。

この事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、障害児・者やご家族の事情により一時的に入所を必要とする場合に、当院に入院していただくことにより家庭生活を支援するものです。

入院中は、利用者の安全に配慮しながら生活全般について支援させていただきます。



利用できる方

- ① 原則、重症心身障害(重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複、区分5～区分6)の方
- ② 市町村より短期入所「医療型」(療養介護・重症心身障害・医療的ケア児)のサービス支給を受けている方
上記の2項目をすべて満たしている方が対象となります。

利用契約の為の手続き

利用の可否を判断する為、当院の外来受診と1日体験利用(日帰りショートステイ)をして頂きます。医師の判断の上で契約をしていただき、短期入所の利用が可能となります。外来受診では、必要に応じて血液検査や胸部レントゲン、心電図の検査(保険診療であり実費自己負担)を受けて頂きます。あらかじめご了承ください。予約の空き状況によっては診察日が限られる場合がありますので、利用希望日が明確な場合は、1～2ヶ月前までには下記連絡先までご連絡下さい。

予約及び利用について

- ◆ご予約について、月1回、最長7日間の利用が可能です。※緊急にて利用希望の場合は要相談。
希望日の2ヶ月前より予約を受け付けております。電話にてお申込みください(8時半～17時)。
- ◆入所は平日のみですが、退所は土日祝日も可能です。
受入れ時間帯は、入所は9時半から14時まで、退所は9時半～16時までにお問い合わせ致します。
- ◆利用についてのお知らせは、約1カ月前に郵送にてご案内致します。
※案内送付後であっても、院内での感染症拡大等、不測の事態によっては急な日程変更をお願いさせて頂く場合がございます。
- ◆短期入所は福祉サービスの為、ご利用中の治療、処方薬は行えません。
体調を崩された場合は、ご家族等へ連絡させていただきます。

利用料金

- ◆受給者証に記載のある利用者等負担額を請求致します。
(障害支援区分及び世帯の収入に応じて市町村が定めた利用額)
 - ◆食材料費 1食 490円(診療報酬改定の内容を踏まえ、令和6年9月分より増額いたします。)
 - ◆日用品費 1日 300円(オムツ、タオル、シャンプー等)
- ※利用料金の請求は、翌月10日過ぎに請求書を郵送します。お支払いは、病院窓口又は振込にてお願い致します。



【申し込み・お問合せ先】

独立行政法人国立病院機構 静岡てんかん・神経医療センター

電話 054-245-5446(代)

2024.8.8 最終改訂